

新旧対照表

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（事業の判定） 42の 5 - 2 措置法第 42条の 5 第 1 項第 4 号に規定する法人の営む事業が対象事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（<u>総務省</u>）の分類を基準として判定する。 （注）措置法規則第 20条の 2 第 1 項第 5 号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類 L サービス業」に分類する事業が該当する。</p> <p>（事業の判定） 42の 6 - 4 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（<u>総務省</u>）の分類を基準として判定する。 （注）措置法規則第 20条の 3 第 2 項第 10号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類 L サービス業」に分類する事業が該当する。</p> <p>（事業の判定） 42の 7 - 6 法人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（<u>総務省</u>）の分類を基準として判定する。</p> <p>（指定事業の範囲） 42の 9 - 10 法人が措置法第 42条の 9 第 1 項の表の各号の第 1 欄に掲げる地区内（以下 42の 9 - 11までにおいて「自由貿易地域等内」という。）において行う事業が同項の表の各号の第 2 欄に掲げる事業（以下 42の 9 - 13までにおいて「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該自由貿易地域等内にある事業所ごとに判定する。この場合において、協同組合等が当該自由貿易地域等内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の取得等をしたときは、当該工業用機械等は指定事業の用に供されているものとする。 （注）1 例えば建設業を営む法人が当該自由貿易地域等内に建設資材</p>	<p>（事業の判定） 42の 5 - 2 措置法第 42条の 5 第 1 項第 4 号に規定する法人の営む事業が対象事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（<u>総務庁</u>）の分類を基準として判定する。 （注）措置法規則第 20条の 2 第 1 項第 5 号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類 L サービス業」に分類する事業が該当する。</p> <p>（事業の判定） 42の 6 - 4 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（<u>総務庁</u>）の分類を基準として判定する。 （注）措置法規則第 20条の 3 第 2 項第 10号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類 L サービス業」に分類する事業が該当する。</p> <p>（事業の判定） 42の 7 - 6 法人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（<u>総務庁</u>）の分類を基準として判定する。</p> <p>（指定事業の範囲） 42の 9 - 10 法人が措置法第 42条の 9 第 1 項の表の各号の第 1 欄に掲げる地区内（以下 42の 9 - 11までにおいて「自由貿易地域等内」という。）において行う事業が同項の表の各号の第 2 欄に掲げる事業（以下 42の 9 - 13までにおいて「指定事業」という。）に該当するかどうかは、当該自由貿易地域等内にある事業所ごとに判定する。この場合において、協同組合等が当該自由貿易地域等内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の取得等をしたときは、当該工業用機械等は指定事業の用に供されているものとする。 （注）1 例えば建設業を営む法人が当該自由貿易地域等内に建設資材</p>

改正後	改正前
<p>を製造する事業所を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業に該当する。</p> <p>2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（<u>総務省</u>）の分類を基準として行う。</p> <p>（事業の判定）</p> <p>42の11-1 法人の営む事業が措置法第42条の11第1項及び措置法令第27条の11第1項に規定する製造業、電気業、ガス業、熱供給業、鉱業及び建設業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（<u>総務省</u>）の分類を基準として判定する。</p> <p>（事業の判定）</p> <p>42の12-5 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（<u>総務省</u>）の分類を基準として判定する。</p> <p>（注）措置法規則第20条の5の2第4項に規定する同規則第20条の3第2項第10号の「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類Lサービス業」に分類する事業が該当する。</p> <p>（新增設備の範囲）</p> <p>43(2)-10の3 措置法令第28条第2項に規定する「新設又は増設をして事業の用に供するもの」には、法人が事業の用に供する同条第3項に規定する「既存の機械その他の減価償却資産に代えて設置するもの」は含まれないのであるが、次に掲げる減価償却資産については、新設又は増設に係るものとして同条第2項の規定を適用し、同条第3項の規定を適用しないことができるものとする。</p> <p>（1）既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備（措置法令第28条第1項の規定により<u>財務大臣</u>が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下43(2)-10の3において同じ。）</p> <p>（2）既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの</p>	<p>を製造する事業所を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る原材料等として消費しているときであっても、当該事業所における事業は指定事業に係る製造の事業に該当する。</p> <p>2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類（<u>総務庁</u>）の分類を基準として行う。</p> <p>（事業の判定）</p> <p>42の11-1 法人の営む事業が措置法第42条の11第1項及び措置法令第27条の11第1項に規定する製造業、電気業、ガス業、熱供給業、鉱業及び建設業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（<u>総務庁</u>）の分類を基準として判定する。</p> <p>（事業の判定）</p> <p>42の12-5 法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（<u>総務庁</u>）の分類を基準として判定する。</p> <p>（注）措置法規則第20条の5の2第4項に規定する同規則第20条の3第2項第10号の「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類Lサービス業」に分類する事業が該当する。</p> <p>（新增設備の範囲）</p> <p>43(2)-10の3 措置法令第28条第2項に規定する「新設又は増設をして事業の用に供するもの」には、法人が事業の用に供する同条第3項に規定する「既存の機械その他の減価償却資産に代えて設置するもの」は含まれないのであるが、次に掲げる減価償却資産については、新設又は増設に係るものとして同条第2項の規定を適用し、同条第3項の規定を適用しないことができるものとする。</p> <p>（1）既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備（措置法令第28条第1項の規定により<u>大蔵大臣</u>が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下43(2)-10の3において同じ。）</p> <p>（2）既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの</p>

改正後	改正前
<p>(注) 上記(2)の指定公害防止用設備が措置法規則第20条の6第2項第2号口及び第5項第2号口に規定する「規制基準に対する処理割合」及び「処理能力」に係る要件を満たすものであるかどうかは、その指定公害防止用設備の全体によって判定するものとする。</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>43(3)-1 措置法令第28条第7項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業を営む法人は、海洋又は沿海において運送営業を営む法人に限られるから、たとえ法人が海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その法人の営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類421 外航海運業」又は「小分類422 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>44の3-2 法人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(注) 措置法令第28条の6第2項の表の第1号に規定する「エンジニアリング業」については、日本標準産業分類の「大分類Lサービス業」の「中分類84 専門サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「8499 他に分類されない専門サービス業」に属するエンジニアリング業が該当する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>44の7-3 措置法第44条の7第1項の表の第2号に規定する中小小売業者等の営む事業が中小小売商業振興法第2条第2項に規定する小売業又は同法第6条第1号に規定するサービス業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(注)1 「小売業」については、日本標準産業分類の「大分類 卸売業・小売業、飲食店」のうち、「中分類54 各種商品小売業」から「中分類61 その他の飲食店」までが該当する。</p>	<p>(注) 上記(2)の指定公害防止用設備が措置法規則第20条の6第2項第2号口及び第5項第2号口に規定する「規制基準に対する処理割合」及び「処理能力」に係る要件を満たすものであるかどうかは、その指定公害防止用設備の全体によって判定するものとする。</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>43(3)-1 措置法令第28条第7項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業を営む法人は、海洋又は沿海において運送営業を営む法人に限られるから、たとえ法人が海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その法人の営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類421 外航海運業」又は「小分類422 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>44の3-2 法人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(注) 措置法令第28条の6第2項の表の第1号に規定する「エンジニアリング業」については、日本標準産業分類の「大分類Lサービス業」の「中分類84 専門サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「8499 他に分類されない専門サービス業」に属するエンジニアリング業が該当する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>44の7-3 措置法第44条の7第1項の表の第2号に規定する中小小売業者等の営む事業が中小小売商業振興法第2条第2項に規定する小売業又は同法第6条第1号に規定するサービス業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(注)1 「小売業」については、日本標準産業分類の「大分類 卸売業・小売業、飲食店」のうち、「中分類54 各種商品小売業」から「中分類61 その他の飲食店」までが該当する。</p>

改正後	改正前
<p>2 「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類L サービス業」が該当する。</p> <p>(事業の判定) 45の10-1 法人の営む事業が措置法第44条の10第1項に規定する事業(以下「輸入関連事業」という。)に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(財務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(製造の事業の範囲) 45の11 法人が措置法第45条第1項の表の各号の第1欄に掲げる地域又は地域内(以下45-11の2までにおいて「工業開発地域等内」という。)において行う事業が同項の表の各号の第2欄に掲げる事業(以下45-11の2までにおいて「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該工業開発区域等内にある事業所ごとに判定する。この場合において、協同組合等が当該工業開発地域等内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の取得当をしたときは、当該工業用機会等は指定事業の用に供されているものとする。 (注)1 例えば建設業を営む法人が当該工業開発地域等内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る製造の事業所に該当する。 2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として行う。</p> <p>(事業の判定) 45の2-7 法人の営む事業が措置法第45条の2第1項に規定する事業又は同条第2項の表の第1号の上欄若しくは第3項に規定する医療保健業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。 (注)1 措置法規則第20条の16第1項に規定する「縫製品製造業」については、日本標準産業分類の「中分類15衣服・その他の繊維製品製造業」に分類する事業が該当する。 2 措置法規則第20条の16第2項第4号に規定する「サービス業」</p>	<p>2 「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類L サービス業」が該当する。</p> <p>(事業の判定) 45の10-1 法人の営む事業が措置法第44条の10第1項に規定する事業(以下「輸入関連事業」という。)に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(財務庁)の分類を基準として判定する。</p> <p>(製造の事業の範囲) 45の11 法人が措置法第45条第1項の表の各号の第1欄に掲げる地域又は地域内(以下45-11の2までにおいて「工業開発地域等内」という。)において行う事業が同項の表の各号の第2欄に掲げる事業(以下45-11の2までにおいて「指定事業」という。)に該当するかどうかは、当該工業開発区域等内にある事業所ごとに判定する。この場合において、協同組合等が当該工業開発地域等内において指定事業を営むその組合員の共同的施設として工業用機械等の取得当をしたときは、当該工業用機会等は指定事業の用に供されているものとする。 (注)1 例えば建設業を営む法人が当該工業開発地域等内に建設資材を製造する事業所を有している場合には、当該法人が当該建設資材をその建設業に係る製造の事業所に該当する。 2 指定事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として行う。</p> <p>(事業の判定) 45の2-7 法人の営む事業が措置法第45条の2第1項に規定する事業又は同条第2項の表の第1号の上欄若しくは第3項に規定する医療保健業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。 (注)1 措置法規則第20条の16第1項に規定する「縫製品製造業」については、日本標準産業分類の「中分類15衣服・その他の繊維製品製造業」に分類する事業が該当する。 2 措置法規則第20条の16第2項第4号に規定する「サービス業」</p>

改正後	改正前
<p>については、日本標準産業分類の「大分類Lサービス業」に分類する事業が該当する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>46の3-2 法人の営む事業が措置法第46条の3第1項各号に規定する農業、素材生産業又は林業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(適用事業区分)</p> <p>57の9-3 法人の営む事業が措置法令第33条の8第4項に掲げる事業のうちいずれの事業に該当するかは、別に定めるものを除き、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(注)1 自動車販売業において、業務用に主として使用される自動車の販売は原則的には卸売業に該当するが、この自動車の販売であっても1取引が少量又は少額である場合には、その販売の事業は小売業に分類しても差し支えない。</p> <p>2 木材市場を営む法人で実質的に買取販売を行っていると思われるものは、「卸売業及び小売業」を営んでいるものとして判定する。</p> <p>(技術等海外取引の証明)</p> <p>58-14 措置法規則第21条の15第3項に定める技術等海外取引に係る証明は、現在のところ経済産業大臣が行うことになっており、その事務は貿易経済協力局貿易振興課が所管していることに留意する。</p> <p>(注) この証明の申請要領は、平成11年10月22日付通商産業省告示第588号に定められている。</p> <p>(農畜産物につき製造等をした物品の意義)</p> <p>61の2-3 措置法令第37条の2第1項第2号に規定する「農畜産物の全部又は一部を原材料として製造又は加工した物品」は、農業として行われる農畜産物の製造又は加工に係る物品をいうのであるから、例えば、日本標準商品分類(総務省)の「中分類72 農産加工食品」及び「中分類73 畜産加工食品」のうち主として農畜産物を原材料として製造又は加工した物品の販売に係る収入金額が同号に</p>	<p>については、日本標準産業分類の「大分類Lサービス業」に分類する事業が該当する。</p> <p>(事業の判定)</p> <p>46の3-2 法人の営む事業が措置法第46条の3第1項各号に規定する農業、素材生産業又は林業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。</p> <p>(適用事業区分)</p> <p>57の9-3 法人の営む事業が措置法令第33条の8第4項に掲げる事業のうちいずれの事業に該当するかは、別に定めるものを除き、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。</p> <p>(注)1 自動車販売業において、業務用に主として使用される自動車の販売は原則的には卸売業に該当するが、この自動車の販売であっても1取引が少量又は少額である場合には、その販売の事業は小売業に分類しても差し支えない。</p> <p>2 木材市場を営む法人で実質的に買取販売を行っていると思われるものは、「卸売業及び小売業」を営んでいるものとして判定する。</p> <p>(技術等海外取引の証明)</p> <p>58-14 措置法規則第21条の15第3項に定める技術等海外取引に係る証明は、現在のところ通商産業大臣が行うことになっており、その事務は貿易局為替金融課又は近畿通商産業局通商部投資交流促進課が所管していることに留意する。</p> <p>(注) この証明の申請要領は、平成11年10月22日付通商産業省告示第588号に定められている。</p> <p>(農畜産物につき製造等をした物品の意義)</p> <p>61の2-3 措置法令第37条の2第1項第2号に規定する「農畜産物の全部又は一部を原材料として製造又は加工した物品」は、農業として行われる農畜産物の製造又は加工に係る物品をいうのであるから、例えば、日本標準商品分類(総務庁)の「中分類72 農産加工食品」及び「中分類73 畜産加工食品」のうち主として農畜産物を原材料として製造又は加工した物品の販売に係る収入金額が同号に</p>

改正後

規定する収入金額に含まれる。

(注) 当該法人が自ら経営する料理飲食店において供する農畜産物に係る収入は同号に規定する収入金額に含まれないことに留意する。

(事業の判定)

61の3-5 法人の営む事業が措置法第61条の3第1項に規定する農業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(収用照明書の区分一覧表)

64(4)-1 措置法第64条から第65条の2までの規定は、原則としてその適用を受けようとする事業年度分の確定申告書等に措置法規則第22条の2第4項に規定する書類の添付をした場合に限りその適用があるのであるが、この場合の添付すべき書類の内容を示すと別表1のとおりである。

別表1 収用証明書の区分一覧表

表中②0	「総務大臣」
④2	「経済産業局長」
④4	「国土交通大臣」
④5	「国土交通大臣」
④6	「国土交通大臣」
	「国土交通大臣」
④6の2	「国土交通大臣」
④7	「国土交通大臣」
④8	「国土交通大臣」
⑤4	「国土交通大臣」
⑤7	「森林管理局长」
⑥1	「経済産業局長」
⑥2	「厚生労働大臣」

(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)

65の3-4 措置法規則第22条の4第1項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表2のとおりである。

改正前

規定する収入金額に含まれる。

(注) 当該法人が自ら経営する料理飲食店において供する農畜産物に係る収入は同号に規定する収入金額に含まれないことに留意する。

(事業の判定)

61の3-5 法人の営む事業が措置法第61条の3第1項に規定する農業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。

(収用照明書の区分一覧表)

64(4)-1 措置法第64条から第65条の2までの規定は、原則としてその適用を受けようとする事業年度分の確定申告書等に措置法規則第22条の2第4項に規定する書類の添付をした場合に限りその適用があるのであるが、この場合の添付すべき書類の内容を示すと別表1のとおりである。

別表1 収用証明書の区分一覧表

表中②0	「郵政大臣」
④2	「通商産業局長」
④4	「建設大臣」
④5	「建設大臣」
④6	「建設大臣」
	「国土庁長官」
④6の2	「建設大臣」
④7	「建設大臣」
④8	「建設大臣」
⑤4	「建設大臣」
⑤7	「営林局長」
⑥1	「通商産業局長」
⑥2	「厚生大臣」

(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)

65の3-4 措置法規則第22条の4第1項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表2のとおりである。

改正後

別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表
表中① 「国土交通大臣」

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65の4-17 措置法規則第22条の5第1項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表3のとおりである。

別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

表中②の3 「国土交通大臣」
③ 「国土交通大臣」
③の2 「国土交通大臣」
③の3 「国土交通大臣」
⑩ 「国土交通省」
⑪の2 「経済産業大臣」
⑪の3 「経済産業大臣」
⑬ 「厚生労働大臣」
⑭ 「厚生労働大臣」
⑱ 「国土交通大臣」
⑳ 「国土交通大臣」
㉓ 「環境大臣」
㉔ 「環境大臣」

(事業の判定)

66の6-14 特定外国子会社等の営む事業が措置法第66条の6第3項第1号、措置法令第39条の17第5項第1号又は同項第2号に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法第66条の6第3項の規定を適用する場合において、特定外国子会社等が2以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、66の6-8に準ずる。

(負担金の損金算入時期)

66の11-2 措置法第66条の11に規定する負担金の損金算入の時期

改正前

別表2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表
表中① 「建設大臣」

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65の4-17 措置法規則第22条の5第1項に規定する書類の内容を一覧表で示すと別表3のとおりである。

別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

表中②の3 「建設大臣」
③ 「建設大臣」
③の2 「建設大臣」
③の3 「建設大臣」
⑩ 「北海道開発庁」
⑪の2 「通商産業大臣」
⑪の3 「通商産業大臣」
⑬ 「厚生大臣」
⑭ 「厚生大臣」
⑱ 「建設大臣」
⑳ 「建設大臣」
㉓ 「環境庁長官」
㉔ 「環境庁長官」

(事業の判定)

66の6-14 特定外国子会社等の営む事業が措置法第66条の6第3項第1号、措置法令第39条の17第5項第1号又は同項第2号に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類(総務庁)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法第66条の6第3項の規定を適用する場合において、特定外国子会社等が2以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であるかどうかの判定については、66の6-8に準ずる。

(負担金の損金算入時期)

66の11-2 措置法第66条の11に規定する負担金の損金算入の時期

改正後	改正前
<p>は、法人が当該負担金を現実に支払った日（<u>財務大臣</u>の指定前に支払ったものについては、その指定のあった日）を含む事業年度となることに留意する。</p> <p>(注) 1 当該負担金の支払のための手形の振出し（裏書譲渡を含む。）の日は、現実に支払った日に該当しない。</p> <p>2 <u>財務大臣</u>の指定前に支払ったものについては、当該指定の日までの間は仮払金として処理することとなる。</p> <p>（事業の判定）</p> <p>68の3の2-2 措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる「新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者」に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1) 法人の営むその主たる事業が、新事業創出促進法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる事業のうちいずれかに該当するかは、おおむね日本標準産業分類(<u>総務省</u>)の分類を基準として判定する。</p> <p>(2) 同項第1号から第3号までに規定する「常時使用する従業員の数」は事務所に常時就労している職員、行員等(役員を除く。)の総数によって判定する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p>	<p>は、法人が当該負担金を現実に支払った日（<u>大蔵大臣</u>の指定前に支払ったものについては、その指定のあった日）を含む事業年度となることに留意する。</p> <p>(注) 1 当該負担金の支払のための手形の振出し（裏書譲渡を含む。）の日は 現実に支払った日に該当しない。</p> <p>2 <u>大蔵大臣</u>の指定前に支払ったものについては、当該指定の日までの間は仮払金として処理することとなる。</p> <p>（事業の判定）</p> <p>68の3の2-2 措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる「新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者」に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1) 法人の営むその主たる事業が、新事業創出促進法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる事業のうちいずれかに該当するかは、おおむね日本標準産業分類(<u>総務省</u>)の分類を基準として判定する。</p> <p>(2) 同項第1号から第3号までに規定する「常時使用する従業員の数」は事務所に常時就労している職員、行員等(役員を除く。)の総数によって判定する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p>